

小松天満宮整備計画評価委員会運営方針について

1 小松天満宮整備計画評価委員会（以下「委員会」）の公開について

委員会については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については本委員会において検討を行うものとする。

2 委員会における公開の考え方

【事前案内について】

- 1) 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には金沢河川国道事務所のホームページ等を活用して事前案内する。

【公開について】

- 1) 委員会は原則として公開とする。
- 2) プライバシーに係わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は委員会が行う。非公開とする内容は、情報公開法を参考に以下に関する内容とする。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

□ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

□ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【公開に対する対応について】

- 1) 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。
なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般の傍聴人とする。
会場の都合により事前に人数制限を告知する。
傍聴に当たっては、会議の運営を速やかに行うため、委員長の指示に従うこととする。
- 2) 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ等）は議事に入ってからのご遠慮頂くものとする。
- 3) 委員会の資料は報道関係者及び一般の傍聴者に配布する。
- 4) 委員会での発言は委員と事務局のみとする。委員会の席上では、報道機関、一般からの意見、質問等は受け付けない。
報道関係者に対しては、必要に応じ記者発表（会見）を実施する。
一般傍聴者等に対しては、別の場で事務局が対応する。
- 5) 議事速報は委員長に確認して頂いた上で、金沢河川国道事務所ホームページ等で速やかに公開する。
- 6) 議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、金沢河川国道事務所ホームページ等で概ね1ヶ月以内に公開する。

3 委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

委員会規約第4条(組織)第2項に明記。

- 2 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。

4 委員会に対する意見について

(1) 意見の取扱いについて

- 1) 委員会宛に来た意見については、委員会に報告するものとし、それ以外（梯川改修事業計画に関するもの等）は事務局で対応する。

5 今後の委員会の進め方について

委員会は3回開催とし、平成18年度は3月に1回、平成19年度に2回開催する予定

【委員会の内容】

- | | |
|--------|--|
| 第1回委員会 | 小松地区改修の整備内容説明、現地視察
環境影響評価項目の確認及び評価方法の方向性の確認 |
| 第2回委員会 | 環境影響評価結果説明・対策案説明・意見徴収 |
| 第3回委員会 | 委員からの意見を受けての見直し案 |

以 上